

### 3-2. 誘導施設の設定

- 立地適正化計画の誘導方針を踏まえ、都市機能誘導区域に設定する誘導施設は表 5-2 のとおりとします。
- これら施設については、都市機能誘導区域内において、適切に維持・誘導を図ります。

表 5-2 誘導施設一覧

都市機能増進施設		施設詳細
医療施設	病院	■医療法第1条の5第1項に定める病院
	診療所	■医療法第1条の5第1項に定める診療所
介護・福祉施設	保健福祉センター	■地域保健法第18条第2項に定める施設 ■福知山市保健福祉センター条例第1条に定める施設
	通所等を主目的とする施設	■社会福祉法等に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設
子育て支援施設 教育施設	地域子育て支援拠点施設	■児童福祉法第6条の3第6項に定める「地域子育て支援拠点事業」に基づく施設 ■福知山市地域子育て支援拠点施設条例第2条に定める施設
	児童発達支援施設	■福知山市児童発達支援施設条例第2条に定める施設
	保育所	■児童福祉法第39条第1項に定める保育所
	幼稚園	■学校教育法第1条に定める幼稚園
	認定こども園	■就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園
	小規模保育事業を行う施設	■児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業を行う施設
	家庭的保育事業を行う施設	■児童福祉法第6条の3第9項に定める家庭的保育事業を行う施設
	事業所内保育事業を行う施設	■児童福祉法第6条の3第12項に定める事業所内保育事業を行う施設
	大学・専修学校	■学校教育法第1条に定める大学、高等専門学校 ■同法第124条に定める専修学校
	教育・文化施設	図書館 公民館 博物館 地域交流センター等
商業施設	相当規模のスーパーマーケット等	■住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する売り場面積500㎡を超える店舗
行政施設	市役所、国及び府の出先機関等	■地方自治法第4条第1項に定める事務所 ■その他中枢的な行政機能